

I S C ジュニアバスケットボールクラブ規約

第1章 総則

第1条 名称

本クラブは、2012年4月に創設された団体である。I S Cジュニアバスケットボールクラブ(以下、クラブという)と称し、事務局を代表宅に置く。

第2条 代表

1.代表 渡辺 兼吾

2.代表はいかなる場合でも変更されることは無い。また、代表はクラブ発展の為に行動し、全ての決定権を担う。

第3条 目的

本クラブは、日本バスケットボール協会(以下JBAという)のエンデバー活動指針を念頭に日本バスケット界の発展に貢献できる選手を育成する。いさとミニバスケットボール活動と連携し、ミニで習得した基礎、基本をベースに応用の習得を図り技量と知識を向上させる
例外として他団体からの入部は代表が問題ないと判断した場合は認める
又、チーム活動と成功、失敗体験を通し将来社会活動に適應できる人間性の向上を目指す

第4条 活動

1.本クラブは前条に掲げる目的達成の為に次の活動を行う。

①JBAの指針を逸脱しないバスケットボールの指導 ②各種大会・交流試合等への参加 ③その他、目的達成の為に諸活動

2.本クラブの活動場所

猿投コミュニティセンター、豊田市運動公園を主とする。ただし必要に応じ、近隣の学校またはその他の体育館施設で活動する場合がある。

第2章 クラブメンバー等

第5条 構成

本クラブは、クラブメンバー(以下、団員という)、団員の保護者(以下、保護者という)、代表・コーチ等指導者(以下、指導者という)及び本クラブの趣旨に賛同した者をもって構成する。

第6条 加入資格

1.本クラブに加入する資格は、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険(以下、スポーツ保険という)に加入できる豊田市及び近隣に在住する中学生であって、本クラブの活動趣旨及び本規約に賛同する保護者の同意が得られた児童とする。
2.他バスケットボールチームとの掛け持ち登録は不可とする。
3.団員は、本クラブ活動を通じ、お互いの親睦を図るとともに、本クラブの名誉を汚す事のない様、立派な人間性と礼儀を重んじなければならない。

第7条 保護者の役割

1.保護者は団員の健康や心身の安全について注意を払い、本クラブでの活動に対する支援を必要に応じて行う事とする。
練習場・試合会場への送迎及び、各種行事への参加は保護者の責任において行う事とする。

第8条 加入登録及び退団

1.本クラブへの加入登録は、保護者により申し込まれる本クラブ所定申込用紙(誓約書)にてこれを行い、代表の承認の時より、団員と認める。規約の遵守を誓約の上、所定申込用紙に必要事項を記入・捺印し、加入登録費とスポーツ保険料を添えて、保護者が手続きをする事。
2.加入登録期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度末(3月31日)までとし、毎年年度ごとの更新とする。
3.3年生団員は、3月練習最終日をもって、本クラブの団員資格を失う事とする。
4.団員が卒団以外で退団する場合、当該団員の保護者が本クラブ代表へ申し出を行い、退団する事が出来る。
但し、退団した団員ならびに保護者は加入登録費及び既得権を全て放棄するものとして還付しない。
5.団員が次の各号に該当する場合は、休団または退団処分を求める場合がある。
①連絡なく本クラブを長期間休んだ時 ②チーム内の和を著しく乱した時

第9条 保険加入義務

本クラブ団員(保護者を除く)は、全員スポーツ傷害保険に加入するものとする。保険料は、各人の負担とする。(1年毎に更新)

第3章 会計・加入登録費等

第10条 会計年度

本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。会計年度の終わりに余剰金がある時は翌年度に繰り越す。

第11条 加入登録費等

- 1.加入登録費は年額 20,000円とし、新年度加入登録時に所定申込用紙を添えて保護者が納入する。
年度途中の加入の場合、月額を 2000円とし加入月×残り月数で算出し納入する。
- 2.その他、第4条の為に必要な費用を徴収する場合がある。
- 3.原則として休団・退団者に対するの返金はしない。

第12条 運営費

- 1.本クラブの運営に必要な支出(以下、運営費という)は、団員の納める加入登録費、繰越金をもって充てる。
- 2.当該年度の運営費から支出できる経費は、概ね次の各号に掲げる通りとする。
 - ①連盟等への登録費及び各種大会への参加費
 - ②バスケットボール用具(チーム利用の物に限る)等の消耗品又は備品購入費
 - ③その他、本クラブ活動に必要な経費

第4章 雑則

第13条 傷害事故等

本クラブの練習活動行事等に発生した傷害事故等について、本クラブ及び本クラブの指導者に債務はなく、各人加入の保険金以外の補償はないものとする。本クラブの練習試合及び行事等における車等での送迎に際し、万が一、交通事故が発生し団員もしくは付き添いの家族に被害が及んだ場合においても、また、団員の家族が運転した場合であっても、運転手及び指導者に対し一切の補償要求をしない。一切事故に対する責任は、保護者が負うものとする。尚、傷害時における出費は、保険金取分以外は全て自己負担とする。

第14条 ユニフォーム・チームグッズ等

ユニフォームについては個人管理とし、入団後各自購入する。練習着・バスケットシューズ・バスケットボール等は個人負担で加入登録時までに各自準備しておく事とする。チームスウェットについては、入団後個人負担で全員購入とする。又、都度チームグッズを購入する事がある。

第15条 個人情報

加入登録時、所定申込用紙に記載された個人情報は本クラブ活動に必要な範囲に限り利用出来るものとする。本クラブ活動中に記録された写真・映像・音声に関する一切の権限は本クラブに帰属するものとする。これは、本クラブホームページやその他の媒体・資料・取材などに使用される事がある。

第16条 試合参加

部活動を原則優先させるが第4条を達成する為に必要な下記試合はクラブ活動を優先させる。
但しやむえない事情の際は代表(代表から委任されたヘッドコーチ)と参加可否を相談し決定する事ができる
①いさとジュニアカップ(2月) ②県選手権大会(11月末～12月初) ③美濃加茂高校カップ(9月)男子のみ
④クーガース(中部第一高校)カップ(8月盆休み中)男子のみ ⑤名女カップ(9月)女子のみ

附則

本規約は、2018年1月1日から施行

本規約は毎年1回見直し、改定される事がある。本規約に定めのない事項については、代表・指導者により協議し、決定できるものとする。